

# 令和8年度 下水道接続補助金 5月1日より受付開始します

年間補助件数は  
**30件**  
程度です

毎日使う水回り、もっと快適にしませんか？  
浄化槽または汲み取り式便所からの下水道接続工事について、5万円から10万円まで補助  
します。お住まいの地域が公共下水道への接続が可能かどうかは、上下水道課までお尋ねください。

補助対象	排水設備の説明	補助金額(上限)
単独浄化槽または汲み取り式便所から下水道への接続工事	単独浄化槽…トイレのみの汚水を浄化槽で処理し、側溝などへ放流する浄化槽のことです。 汲み取り式便所…便槽に排泄物を溜めて定期的にバキュームカーで汲取りを行います。	10万円
合併処理浄化槽から下水道への接続工事	合併浄化槽…トイレ・台所・風呂場等の汚水を浄化槽で処理し、側溝などへ放流する浄化槽のことです。	5万円

※工事費が上限以下の場合は工事に掛かった金額を助成します

受付期間

**5月1日(金)～12月25日(金)**

※工事は令和9年1月末までに完了すること  
※予算額に達し次第終了となります



Q1 今の浄化槽が壊れてから検討しても良いですか？

A 壊れてからでは補助金の申請に間に合いません

補助金の審査や工事業者の手配には時間がかかります。緊急の工事では間に合わず全額自己負担となる場合があります。浄化槽の状態に関わらず、今のうちに計画的に進めましょう。

Q2 下水道に接続するメリットはありますか？

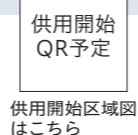
A 年間の維持管理費が抑えられ、衛生面が向上します

浄化槽は法令により毎年の保守点検が義務付けられていますが、下水道に接続すれば県や町が適切に管理するため、費用面・衛生面ともにメリットがあります。沖縄県は浄化槽の法定点検受検率が全国最下位という課題を抱えています。限りある水資源を守るためにも、下水道への接続をお願いします。

Q3 まずは何をしたらいいの？

A 指定店へお見積もりをご依頼ください

※町の指定した排水指定店以外での工事はできません



問 上下水道課 ☎945-3017

今月は **軽自動車税(種別割)の納付月**です

納期限 **6月1日** 納期内に納めましょう

軽自動車税の減免制度

- 対象
- ① 障がい者本人が運転する軽自動車
  - ② 障がい者と生計を一にする(同一世帯)者が障がい者等のために運転する軽自動車
  - ③ 障がい者のみで構成される世帯が所有する軽自動車等を常時介護する者が運転する場合
  - ④ 車イス移動者や入浴車等、もっぱら身体障がい者が利用するための構造である車両

※減免基準は、市町村によって異なります。与那原町の減免基準は、町ホームページか右のQRコードを読み取りご確認ください。



- 必要な書類
1. 申請者の印鑑
  2. 運転者の運転免許証
  3. 身体障害者手帳など※対象①～③の場合
  4. 自動車検査証
  5. 軽自動車税(種別割)納税通知書
  6. 納税義務者の個人番号
  7. 身体障害者手帳等をお持ちの方の個人番号
  8. 構造がわかる書類(写真など)※対象④の場合

提出期限 **6月1日(月)**

※与那原町税条例第90条第1項(身体障害者等)の規定による申請者については、申請内容に変更がなければ、次年度以降も引き続き減免自動更新といたします。その他の対象者については、毎年減免申請手続きが必要です。

※1人の障がい者等について減免できる軽自動車等の台数は1台に限ります。

令和8年度(令和7年分)

**所得証明書等は  
6月1日から発行**

令和8年度所得証明書等は6月1日(月)から発行可能となります。それ以前に来庁されても発行できませんのでご注意ください。

証明書の種類

- ・ 所得証明書 (所得・課税・控除を表示) ※1
- ・ 所得証明(所得額のみ) ※2
- ※1 コンビニ交付が可能
- ※2 コンビニでのみ交付が可能

記載内容

前年の令和7年分の所得など(令和7年1月～令和7年12月の1年間)が記載されたもの

発行可能な方(対象者)

令和8年1月1日現在与那原町に住んでいた(住所を置いていた)方

## 町県民税申告受付を6月1日から再開します

町県民税の申告受付は、3月17日から5月31日までの間、課税資料整理のため申告受付を停止しています。令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間の収入などについて、申告がまだお済みでない方の申告は6月1日から受付を再開します。

所得税を納める必要のある方や還付のある方は、税務署での手続きをお願いします(税務署に確定申告書を提出した場合は、町県民税の申告をする必要はありません)。

申告に必要なもの

- ① 令和7年中の収入・支出を証明するもの(源泉徴収票または給与収入証明書、収支明細書、ほか帳簿類)
- ② 社会保険料、生命保険料等の支払証明書(令和7年中に支払ったもの)
- ③ 軍用地等の支払を受けたことを確認できるもの
- ④ ほか申告内容等を確認する際必要と思われるもの(医療費の領収書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証等)
- ⑥ マイナンバーカードまたは通知カード

下記の場合は**無収入の申告が必要**です

- 税証明書が必要な方
- 国民健康保険に加入している方
- 公営住宅に入居している方
- 保育園児、幼稚園児がいる方
- 年金の免除や福祉サービスを受けている方 など

無収入の方については、**与那原町公式LINE**でも申告は可能です。  
詳しくは右記のQRコードをご確認ください。



コンビニ交付なら**10円**で取得できます!

利用するにはマイナンバーカードと暗証番号が必要です。マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニで証明書を取得することができます。



問 税務課 ☎945-4477